

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	いじめ問題専門・調査委員会
根拠法令等	川崎市条例第47号
設置年月日	平成26年10月15日
所掌事務	教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 (1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。
委員数	5人以内
委員の構成	教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
会議公開・非公開	原則公開だが、非公開の場合もある。
非公開の理由	・ 扱う事案によっては、学校名や個人が特定されてしまう可能性があるため ・ 重大事案を扱う調査委員会では、被害者・加害者の情報をもとに審議されるため、個人情報の保護が難しいため。
事務局担当課	教育委員会 学校教育部 指導課 電 話 200-3318 ファックス 200-2853
ホームページアドレス	